

化学物質関連法規に関する 国際情報共有フォーラムで、 講演しました。

NITEでは、化審法および化管法の最新動向や、コンプライアンス支援につながる情報を、国内外に発信しています。

2019年6月は情報発信の一環として、国際的なカンファレンス ChemCon ASIA 2019で、化審法・安衛法に関する講演をしました。

ChemCon Asia 2019

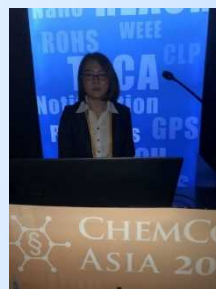
オランダ本社のコンサルタント会社 Royal HaskoningDHV 主催

日時：2019年6月17～21日

場所：韓国 ソウル

会議概要：

- * 世界最大規模の化学物質規制に関するカンファレンスであるChemCon Asia 2019は世界各国から多数の参加者を得て、韓国ソウルで開催された。主催者からの参加登録者数の正式な発表はなかったが、250-300名規模となった。
- * 講演の内容は、アジアと欧州の化学物質管理について、それぞれ半分づつぐらいで、参加者の主体はアジアの大手化学企業やコンサルタントであったが、欧米からも全体の約3割ほど参加をしていた。
- * 会場となった韓国の法整備状況については多くのコマが当てられており、特に韓国の改正化評法 (ARECs)で6月末を期限とする「事前申告における企業の課題」の質疑応答が活発であった。
- * NITEからの講演は、6月21日のセッション(日本と台湾の化学物質管理法)にて、日本の化学物質管理法の概要と最近の動向及び化審法番号とCAS番号、その検索方法について紹介を行った。



海外において理解が難しいと言われている化審法について、ポイントを解説してきました。